

丹波市仕事と家庭の休暇取得奨励金に関するQ&A

〈令和7年4月1日〉

Q1：丹波市に事業所がありますが、本社は市外にあります。対象になりますか？

A1：対象です。市内に店舗、工場、事務所等がある事業所が対象になります。

Q2：就業規則に妊婦健診休暇または子の看護休暇を規定していますが、無給です。対象になりますか？

A2：就業規則上、無給としている場合は対象となりません。まずは有給休暇として規定した就業規則を労働基準監督署に届出していただく必要があります。

Q3：妊婦である従業員を雇用していますが、令和7年3月までに5回の妊婦健診休暇を取得しました。

A3：令和7年4月1日以降に、5回の妊婦健診休暇の要件を満たす分が対象となります。

Q4：妊婦である従業員を1人雇用しており、5回休暇を取得したので令和6年度に交付を受けました。同じ従業員で、令和7年度に5回休暇を取得した場合、交付の対象になりますか？

A4：対象従業員が同じである場合、次年度に5回の要件を満たしても、交付の対象になりません。

Q5：孫の看護で休暇を取得した従業員がいます。子でなくても「子の看護等休暇」の対象となりますか？

A5：就業規則に、孫や監護する子でも対象とする規定があれば、子の看護休暇等と同様に交付の対象となります。

Q6：休暇申請は全て勤怠管理システムで行っています。休暇を取得したことが確認できるものとはどのような書類ですか？

A6：勤怠管理システムでの休暇申請画面を印刷したものでかまいません。

Q7：単独の従業員では要件を満たすことができませんが、複数の従業員の休暇を合算して要件を満たせます。この場合、申請はできますか。

A7：複数の従業員による休暇取得の合算でも申請していただけます。

.....

Q8：複数の事業所を運営していますが、代表法人しか交付申請できませんか？

A8：代表法人、各事業所のそれぞれで申請いただけます。ただし、同一の従業員を対象とした申請はできません。

.....

Q9：複数の事業所を運営していますが、事業所ごとの休暇取得を合算することはできますか？

A9：合算して申請していただけます。例えば、代表法人Zが事業所A、事業所B、事業所Cを運営しているような場合、事業所A、事業所Bを合算して代表法人Zとして申請していただけます。また、この場合、事業所Cも単独で申請していただけます。ただし、事業所A、事業所Bを合算して、事業所Aまたは事業所Bとして申請することはできません。

.....